

災害について

各自治会などにおいて、火災や地震など災害時の通報体制・避難体制を作成し、防火・防災訓練などを実施し、非常時に備えましょう。また、各家庭でも消火器・懐中電灯などを備えておきましょう。



1 火 災

火災は隣近所への煙損、消火活動に伴う水損など、近所の方々に多大な迷惑をおよぼすことになります。万一、住宅から出火した場合は、直ちに消防署に連絡し、初期消火に全力をあげてください。
※火災予防として、ストーブの使いはじめなど特に注意してください。

※住宅の損傷について、原状回復・損害賠償・住宅の明け渡しなどの義務を負うことになります。

高層住宅の場合

高層住宅では、万一の火災に備えて廊下などに防火扉を設けています。防火扉の近くには物を置かないようにしてください。物が置かれているため、緊急時にさまたげとなって避難がスムーズに行えず、人身事故など被害が拡大するおそれがあります。

また、室内で使用するカーテン・その他これに類する物品は、防災表示や防災ラベルがついた製品を使用するようにしてください。

2 地 震

地震の時は身の安全を最優先に行動してください。倒れてくるものなどから身を守り、揺れがおさまるまで様子を見ましょう。

大揺れがおさまってから火元の確認や、出火した場合の初期消火を行ってください。

なお、地震時にエレベーターが動いていたとしても、避難には利用しないでください。

3 台 風

台風時には、テレビ・ラジオなどのニュースをよく見聞きするとともに、次の点に注意して万全の備えをしてください。

◎風が強くなる前に、バルコニーの品物は室内に取り込むか、風に飛ばされないよう堅固に縛っておいてください。

◎窓や出入の戸締りを厳重に行い、すき間を布切れなどで充分ふさいでください。

◎大雨の際はバルコニーの排水口がつかまりますと、水があふれて階下に漏水することがありますので、平日頃から清掃しておいてください。

4 停電時の断水

公社賃貸住宅の建物では、建物に付属するポンプで、屋上の貯水槽に水をくみ上げたり（受水槽式）、圧力をかけなおしたり（直結増圧式）して各住宅へ水を送っています。災害による水道施設への被害が無かった地域、もしくは水道施設の復旧が完了した地域でも、建物の各住宅に水を送るポンプが停電により停止すると、近隣では水が出ていても建物内では水が出なくなります。

そのため、日頃から非常用の水を備蓄しておきましょう。また、台風などの予報があった場合は更にポリタンクや浴槽に水を溜めて断水に備えましょう。

5 凍 結

冬の厳寒期には水道の水が凍って、出なくなったり、水道管が破裂することがあります。特に明け方など気温が下がると、水道メーターや水道管などの破損・破裂事故がおこりますので、低温注意報が出された夜は次の点にご注意ください。

◎外気温が0℃以下になり

そうな時は、凍結防止のため水道のじゃぐちから、少量（1 分間に 200ml 程度）の水を流しておいてください。

◎瞬間湯沸器・給湯器などは、器具内の水を抜いておきましょう。



凍結してしまった場合は、管内の氷がとけた後にご使用をお願いします。

6 団地の事故防止

バルコニー

バルコニー（ベランダ）の手すりの上には物を置かないでください。また、手摺の上に布団を干すと落下事故につながり危険ですので、干さないでください。

洗濯物

洗濯物を干す時は風に飛ばされたり水が飛び散らないように気をつけましょう。また、バルコニーから突き出して干物をしますと落下事故につながる可能性がありますので避けてください。



団地内施設

団地内には、污水处理施設・遊水池・電気室・エレベーター機械室などがありますが、これらの施設内には絶対に立ち入らないようにしてください。

11

退去手続きについて

1 「住宅退去(解約)届」の提出及び退去月の家賃等について

◎住宅を退去される時は、30日前までに「住宅退去(解約)届」を担当のセンターに提出してください。

前述の期間をおかずに住宅退去(解約)届を提出したときは、賃貸借契約は届出の翌日から起算して30日の経過をもって終了するものとします。

◎退去月の家賃等は退去日までの日割となります。

高齢者向け優良賃貸住宅・特定優良賃貸住宅については、退去日が毎月末日以外の日になる場合、契約家賃（補助金交付前）の日割となります。

なお、機関保証会社をご利用の場合、事務手数料は日割とはなりません。

2 退去跡補修費等負担基準について

退去された後の住宅の補修費は、退去者負担と公社負担とに区分されます。

なお、退去跡補修費等負担基準につきましては本冊子(37～42ページ)をご参照ください。

3 退去跡査定について

査定は入居中に実施します。また、補修費の概算負担額は査定当日にお知らせします。

なお、退去後に残存物があつた場合は、追加して負担していただきます。（査定の日程について調整がつかない場合は、退去後の査定となる場合があります。）